

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月21日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第23号

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）			
執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数	執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	<省略>	<省略>	<省略>	市長	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市障害者地域自立支援委員会	<省略>	<省略>	瀬戸市障害者地域自立支援委員会	<省略>	<省略>	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>	瀬戸市国際未来教育特区学校審議会	学校設置会社 の設置する学 校の設置廃止 等、閉鎖命令 、評価等に係 る事項の調査 審議に関する 事務	6人以内	
	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
<省略>				<省略>			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。